

國民學校と幼稚園保育の實際 (四)

倉 橋 惣 三

第五

國民學校令施行規則には、「家庭及社會トノ聯絡ヲ緊密ニシ兒童ノ教育ヲ全カラシムルニカムベシ」といふ一項がある。これは、國民學校の新らしい教育方針として、最も注目すべきことの一つである。従來に於ても、學校、家庭、社會の聯絡をいはぬでもなかつたけれども、それは學校教育として、そう重要な問題とは考へられてゐなかつた。學校の超越性といふか、孤高性までいふか、自分ひきりで教育してゆくといふ態度のみでなく、自分ばかりが教育を真にするもの、更に進んでは、ほかのものは皆非教育的ださへ見なすやうな風も随分あつたのである。それに對して、この一項は大いなる警告を與へてゐるものといへる。而して、これは幼稚園にまつても同一であり、或はそれ以上である。

一 家庭との聯絡

その中でも先づ第一に考ふべきは、家庭との聯絡であ

る。これも従來は、家庭をして學校に聯絡せしめるといふ方が主になつてゐた風があり、それとこれとは逆である。勿論、家庭にその任務あるは言ふまでもないことで、向後もその點を大に進めなければならぬ。しかし、こゝで言つてあることは、學校の方で家庭に聯絡をさることである。幼稚園にしても同様である。

こゝろで、幼稚園の保育が家庭に聯絡するといふことは、二つの意味がある。(い)一般的に幼稚園保育といふものが幼児を中心として家庭と聯絡し協力しなければならぬといふこと、及び(ろ)個々の場合として、その子の家庭の實情に即しなければならぬといふこと、この二つである。

(い)家庭との協力的聯絡

この方は大體に於て、今迄もいつも考へられてゐる。まだ不充分である場合も多いが幼児を教育するに、幼稚園と家庭とが一つの方針をとり、互に力を協せて進むといふことの有效必須なるは、説明も要しない位である。保育を幼児の個性に即せしめる爲に、保姆は幼児の個性をよく知ら

なくてはならぬが、それはたゞ心理學的に調べるさか、幼稚園だけで見るさかいふのでは、ほんまうのさか所に徹らない。さうしても、平生の家庭生活に於けるあらはれをも、さうして知らなければならぬ。その爲には、家庭の周密な聯絡なくしては出来ない。それから又、躰けさいふやうなことは、幼稚園だけでは出来得ない。家庭でも同じ方針で行はなければならぬし、寧ろ、家庭の方針を参照しなければならぬさもいへやう。そして、雙方一致の協力をなくしては出来ないのである。

このために、幼稚園と家庭とが絶えず意志のそつうをばかり、常に親しく話しあひ、打ち合ひ、打ち解けてゆくことが必要である。保護者會も必要である。保母と母との懇談も一層有効である。ところが、これらのことが案外によく行なはれてゐない。形では行なはれてゐても、ほんまうに、意志のそつうが出来てゐるかさうか。甚だ心もさないことが多し。なぜさうであらうか。一つには、家庭の方に責がある。我子を頼んで置きながら、何んさいふ冷淡かま驚かれるさもある。まるで非人情のやうなものあらう。また、それでよいさ、さういふものさ思つてゐる風もないではない。しかし、此の方は、こゝでは多くは言はないさして、一つには幼稚園の方にも責のあるさと言つて置かなければならない。甚だぶしつけに申上げにくいさまで

は御座りまするけれども、最も大切なさだから敢て苦言をいふのである。第一に、保母に、家庭と協力しようとするさ、ころが足りない。子さもを家庭から連れ出して来て、幼稚園では幼稚園でのさをするさいふ風で、その子に家庭のあるさ、家庭の子ださいふさを忘れてゐる風である。之れではまるでお話にならない。が、先生さいふものに珍らしくない癖でもある。第二に、それを思はないではないが、家庭との聯絡の腕のない場合である。極く若い保母さんが、自分のお母さんのやうな保護者を相手にして、これが仲々むづかしいさであるのは免れないが、なにも年巧者のやうな態度でしなければならぬさもあるまい。また、そんなさをしては、却つて眞實が出ないさいふものである。眞實、實に此の眞實があふれ出さへすればいいので、うら若いはたち、そこの先生が、しまの奥さんにもいふにしても、その子に對する教育上の眞實は變りないし、又さういふ若い保母さんこそ、純な眞實に充ちてゐる筈である。それでぶつかつてゆけばいい。子さもが手に負へないなら、若い目に涙をためていふのもいゝじやないか。ねえさうしませうと相談をしかけてもいゝじやないか。だが、若い保母さんは、さうも親達と話をするのさへ餘り好きでなかつたりしはせぬか。そんなさで、聯絡も何もあつたものではない。第三に、心は眞實で充ちてゐて

も、さうも教育的に註文し過ぎて、親達を、たゞハイ、ハイばかり言はせてそれでお仕舞ひさいふやうなこどももある。親は我子の缺點や、悪性癖なぎを指摘せられれば、一儀に及ばず閉口頓首する。恐縮もする。が、それでは聯絡が却つてむづかしい。親の身にもなつて見て、同情さいふか、察しさいふか、それがなくては打ち解けられない。その意味で、保姆は親心を解してゐなければならぬ。そうでないこ、親と先生とは、離れるばかりである。

殊に、此の協力的聯絡で必要なこは、その聯絡が、時によつては、極く徹底的に行はれなければならぬこである。たゞへば、多少極端の場合であるが、こどもに何か特別な悪癖でもあらはれたさいふ時、直接にこどもを咎めるばかりでは矯正出来ない。家庭との協力で、その悪癖を周密に見守る外はないこがある。さういふ時、親の方は恥しかつたり、又は腹立たしかつたり、徹底を缺き易いものだが、保姆さんは、相當のつこみ方を必要とするこがある。そんな時、一層眞實が力であるこは言ふまでもない。

(ろ) 家庭の實情に即して

家庭に聯絡するこは、もう一つの方面は一人々々の子を、その家庭の實情をよく知つて、それに合致、適合させて保育してゆくこである。前の(い)の聯絡が、多少狹義

の教育的聯絡であるこすれば、此の方は生活的聯絡といつていゝものかも知れない。そして、これこそ實に、幼稚園にまつて先づ大切この上ないこである。

その、家庭の實情さいふものに、いろいろの方面がある。(イ)家の家族情況、(ロ)家の經濟的情況、(ハ)家の職業、(ニ)家の家風、(ホ)家の宗教、さいつた恒常的なものを始めこし、その時々に変る臨時的のものこして、家族の健康さか、家庭の特別な繁忙さか、更に理下の時局に於ては、家族親戚の出征關係なぎ、格別によく知つてゐなければならぬこである。

是等の一々に就て詳細にいふ時間がないが、この幼稚園でもする、幼兒家庭調査は、たゞ形式的にするだけでなく、又、統計的資料にするだけでなく、一人々々のその報告に就きよく記憶してゐなければならぬ。保姆さんの中には、その子の心理はよく知つてゐても、家庭の實情を少しも知らないのがある。香氣の至りである。そんなこで、その子にびつたりあつた保育が出来るものでないし、甚しきに至つては、頓珍漢な扱ひをして、その子に、さんだ妙な思ひをさせるこも稀でないであらう。

わけても、調査表で報告されたこが、後に變動のあるこをも注意してゐなければならぬ。又、この家でも、臨時々々にいろいろの事が起つてゐるこを知らなければ

ならぬ。母親が久しく病院にあるさいふやうな時に、それを知らずにゐては、到らざるの甚しきである。殊に、この節は、家の職業なきにも、種々の變動がある。それを知らずにゐるさい、ほんまうに思ひやりの足りないことを、ついにしたりせぬさいも限らぬ。注意すべきであるさい共に、それに適合するやうな保育をするさいに細心に力むべきでもある。

二 社會との聯絡

社會との聯絡は、その子を中心としてさいふよりは、環境的一般としての問題である。幼兒は未だ直接に社會との交渉をもたぬさいが常であるが、それにしても、社會の中に生活してゐる以上、それとの關係をもたずにはゐない。お正月から初めて、年中行事のそれ々々をまじして、その他、國の出來事、地方の出來事、四季の移りかわりにつれる社會的移りかわり、皆、幼兒の關心に觸れないものはない。しかも從來の學校や幼稚園、往々にして是等に對して超然としてゐた。それでは教育が幼兒の全生活から遊離する。それを生活へ即させようとするのである。

幼稚園に於ては、實は以前から此の方針をまつてゐる。保育案を立てるに、季節と社會行事とに準據してゆかうとするのは、既に一般の通則になつてゐる。今更のさいでもないやうであるが、それが未だ徹底しないさいも稀でない。

いかも知れない。

それから、それに關聯しての實際として、幼稚園の園外延長も亦大にすゝめていゝさいである。之亦、以前から唱道してゐるさいであるが、所謂園外保育が、主として保健の方面のさい々せられてゐるのに對して、もつと廣く、社會興味の攝取の方へ向けられてゆくさいも有效であらう。勿論、その實行に就ては充分細心の研究を要し、みだりに多勢の幼兒を連れ出すさいは考へものであるが、工夫の途はあるさいであらう。

× × ×

以上、國民學校の實施に伴ふて、幼稚園がその實際に於て意を用ゐなければならぬ點を拾ひ上げて述べた。而して、問題は素より之れで盡きない。幼稚園の諸君はよくよく國民學校令とその施行規則とを熟讀し、又その教科書を精讀して、その前段階の教育方針を誤らぬやうにしなればならないであらう。